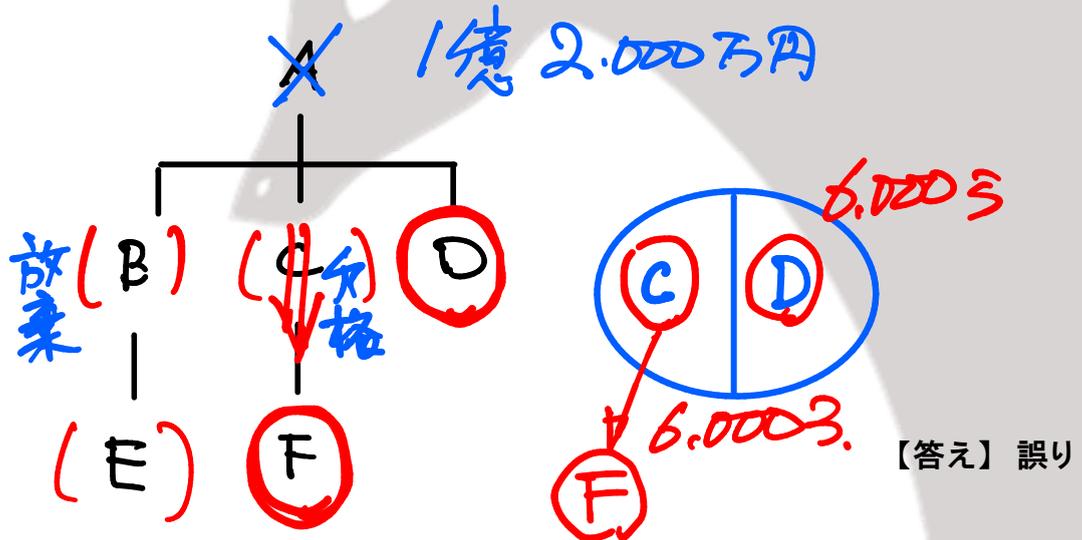


子及びその代襲者等の相続権 宅建 H29-09-2 <<#478>>

【問】 正誤をつけよ。

1億2,000万円の財産を有するAが死亡した。Aには、配偶者はなく、子B、C、Dがあり、Bには子Eが、Cには子Fがいる。Bは相続を放棄した。また、Cは生前のAを強迫して遺言作成を妨害したため、相続人となることができない。この場合における法定相続分は、Dが1億2,000万円となる。✖



《ポイント》 子及びその代襲者等の相続権

1 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、^①相続の開始以前に死亡したとき、又は「^②相続人の欠格事由」の規定に該当し、若しくは^③廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。(代襲相続) (民法 887 条 1 項、2 項本文)

⇒ 相続放棄は代襲原因に含まれない